

## 舞鶴工業高等専門学校「学校いじめ防止等基本計画」 —早期発見・事案対処マニュアル—

### 1. いじめの早期発見

いじめは陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっています。そこで本校では、次の①から③に掲げる要件を満たしている場合には、積極的にいじめ懸案事項として認知を行います。

- ① 行為を行ったAと行為の対象となったBが共に学生であり、AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ② AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為を行った場合（インターネット等を通じて行われたものを含む）
- ③ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

これらの要件の認知にあたっては、加害行為の継続性や集団性、一方的で力関係があるなどの要素を必ずしも必要とはしません。そのため教職員は日ごろから学生をしっかりと観察し、別紙 1「いじめの態様のチェックリスト」を活用して、行動や生活の様子の小さな変化も見逃さず、いじめではないかという視点で、いじめを見逃さないように積極的に認知します。

なお、未然に解決した事例はすみやかに情報を集約し「いじめ懸案事項報告書（様式）」に概要をまとめ、定期的開催されるいじめ対策委員会に報告し情報共有を行います。

#### I. 学生相談を通じた把握（学生相談室）

学校全体で定期的な面談の実施や、学生が希望する場合には面談ができる学生相談体制を確立し、いじめられている学生や周りの学生、保護者が相談しやすい環境を整備することに努め、学生、保護者からの相談に真摯に対応することにより、いじめの早期発見につながるようにします。

#### II. アンケート調査による把握（いじめ防止対策委員会）

年間4回以上のアンケート調査を実施し、学生を客観的に把握することにします。実施方法（記名式や書式の変更等）や実施対象については、状況に応じて配慮して実施します。

- ① アンケート調査や教育相談において、学生が自らSOS発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該学生にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しています。
- ② アンケート終了後は、すみやかに記載内容を確認し、いじめに発展しそうな事例や相談があった場合は、内容に応じて、学生主事、寮務主事、学生相談室長を中心に迅速な対応を行います。
- ③ アンケート調査や学生相談の記録については、適切に保管します。

#### III. 懸案事項を認知した場合の対応

- ① 学校生活上（学寮内除く）の事項 → 学生主事へ報告
- ② 学寮内での事項 → 寮務主事へ報告
- ③ 学生相談を通じた事項 → 学生相談室長へ報告

報告を受けた主事又は相談室長は、関係する担任などの教職員と協議のうえ、必要があれば専門家の意見を求めて対応を行います。

これらの対応により未然に解決した事例は、情報を集約し、「いじめ懸案事項報告書（様式 1）」により概要をまとめ、いじめ対策委員会に報告を行います。

### 2. いじめに対する取組み（別紙「いじめの解消と再発防止のためのフロー図」参照）

#### I. いじめの発見・通報を受けた時の対応

教職員がいじめを認知した、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で速やかに止めさせることを最優先とします。また、いじめに関係している学生に適切な指導を行い、そ

のいじめに対して、早い段階から組織対応するために全教職員に周知し、多方面からの確かつ迅速に対応します。さらに保護者への対応も誠意を持ち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立します。

i) いじめを受けた学生やいじめを通報した学生の安全の確保

いじめの相談や通報に来た学生から話を聞く場合は、他の学生の目に触れないよう、時間や場所等に十分な配慮を行い、それらの学生を徹底して守るため、休み時間や放課後、学寮等においても教職員が見守る体制を整備します。

ii) 「いじめ対策委員会」による対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織対応するため、「いじめ対策委員会」に報告（報告先は、事案により次の①から③に分類）して情報を共有します。委員会では、問題解決のための方策を検討し、全教職員の協力体制の下に対応します。

【報告先】

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ① 学校生活上（学寮内除く）の事項 | → 学生主事へ報告   |
| ② 学寮内での事項         | → 寮務主事へ報告   |
| ③ 学生相談を通じた事項      | → 学生相談室長へ報告 |

報告を受けた主事又は相談室長は、ただちに校長へ報告し、緊急のいじめ対策委員会を開始します。事案によっては、機動的な事案対処チームを組織します。

iii) 多方面からの情報収集による正確な事実の把握

正確な事実関係を把握するために、速やかに関係学生や教職員、保護者等の第三者からも事実確認等を行い、校長の指示のもとに教職員間で連携して「いじめの発見・通報を受けた時の迅速な対応チェックリスト（様式2）」に基づき対応していきます。事実確認を行う場合は、複数の教職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等の取り扱いに十分注意を払います。

iv) 関係する保護者への説明と機構本部への連絡と相談

事実確認の結果は、事案の認知から24時間以内に「高専機構本部いじめ対応支援チーム」に報告のうえ、支援・指導・助言を得るとともに、関係する保護者にすべての事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請します。

いじめが犯罪行為と認められる場合は、所轄警察署に相談して対処します。

## II. 問題解決のための適切な指導と支援

いじめ対策委員会では、事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから対応方針や指導方針を検討し、いじめを受けた学生やいじめを行った学生に対する適切な指導や支援を行うとともに、いじめを再び起こさないための学校づくり、集団づくりに取り組みます。それらの内容を関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を提示し、再発防止への協力を要請します。

なお、学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

i) いじめを受けた学生や保護者への支援

<学生に対して>

- ・ 事実確認とともに、いじめを受けている学生の立場に立ち、学生の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図ります。
- ・ 事実を正直に言えない場合や認めたくない場合は、最後まで全力で守り通す姿勢を示すとともに、できる限り不安を除去し、心身の安全を保障します。
- ・ 学生相談室やスクールカウンセラー、関係機関との連携を図り、心のケアに努めます。
- ・ 学生の意向を考えながら、必要に応じて学校生活への配慮を行います。

<保護者に対して>

- ・ 保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応します。家庭訪問等で保護者に事実関

係を正確に説明します。

- 学校や学寮で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過について、継続して保護者と連携を取りながら、解決に向かって取り組みます。解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行います。

ii) いじめを行った学生への指導・支援や保護者への助言

<学生に対して>

- 学生が抱える課題など、いじめの背景にも目を向けて事実確認を行います。
- いじめを受けた学生の気持ちを考えさせ、いじめが他者に人権を侵す行為であることに気付かせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。しかし、すべてが厳しい指導を要するとは限らず、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。例えば好意から行った行為が意図せず相手側の学生に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った学生が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、柔軟な対応による指導も行います。
- 集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を正しく分析して指導します。
- 学生の安心・安全・健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、懲戒、退寮、特別指導のほか、さらに警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行います。その際、学生のプライバシーや個人情報等の取り扱いには十分注意します。
- いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

<保護者に対して>

- 正確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながら、いじめが許されないことを理解できるよう、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、今後の関わり方などについて、保護者と一緒に考え、継続的に助言を行います。
- 学生が同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して学生を育てていく姿勢で対応します。

iii) 周りの学生たちに対しての働きかけ

- 当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた学生等にも自分の問題として捉えさせ、いじめを抑止する仲裁者になることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやし立てたり、同調したりしている学生に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させるよう指導します。
- 必要に応じて、学級や学年、学寮、学校全体の問題として考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学生たちに広げ、再発防止へ向けた指導を行います。

iv) 経過観察と再発防止に向けた継続した指導

- いじめが解消していると思われる場合でも、引き続き保護者と連携しながら学生の経過観察を行い、少なくとも3か月間は継続的に「いじめ対策委員会」で課題等の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行います。
- いじめを受けた学生、いじめを行った学生双方に学生相談室やスクールカウンセラー、関係機関の活用を含め、継続的な指導や支援を行います。特に、いじめを受けた学生が心身に苦痛を感じていないか留意します。
- いじめが解消した状態で3か月以上が経過した時点で、いじめ対策委員会においていじめ事案に関する最終報告を行います。
- いじめ対策委員会は最終報告を基に、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取り組みや学生指導体制を見直し、PDCAサイクル（学校いじめ防止等基本計画別紙「いじめ防止等の流れ」）で再構築していきます。

### 3. インターネット上のいじめへの対応

インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえ、

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、保護者と緊密に連携・協力することが不可欠であり、双方で指導を行います。

i) 早期発見・早期対応のために

インターネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、速やかに削除する措置をとります。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局や地方法務局、警察等の専門機関に相談・通報し、適切に援助を求めます。

ii) 事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、少なくとも3か月間はインターネット上の書き込み状況の経過をみるようにし、いじめ対策委員会に報告を行います。

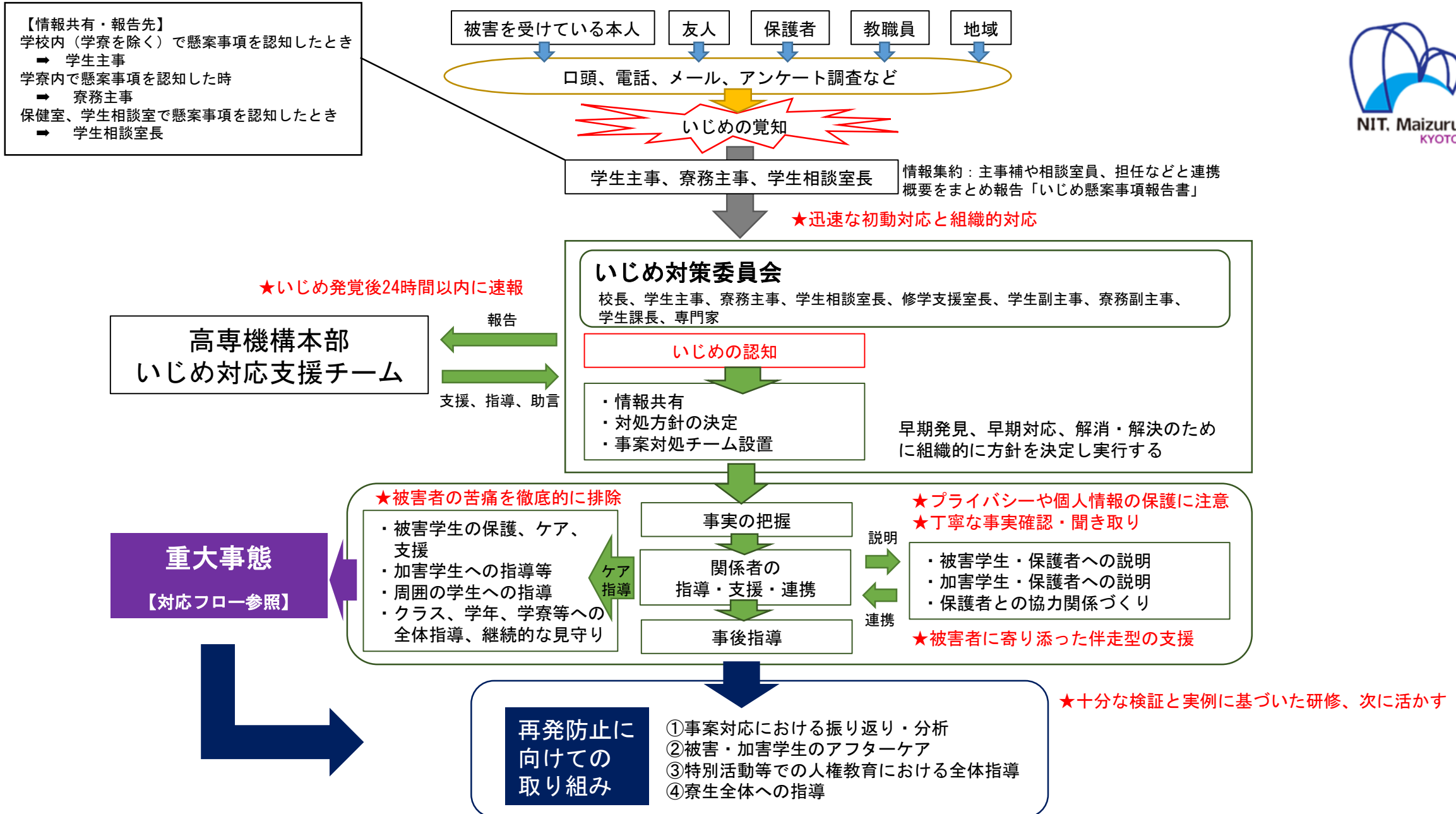
#### 4. 重大事態への対処

生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合、速やかに高専機構本部や警察等の関係機関に報告する。また、いじめ対策委員会の下、即座に事案対処チームを設置し、本校危機管理委員会及び関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応します。

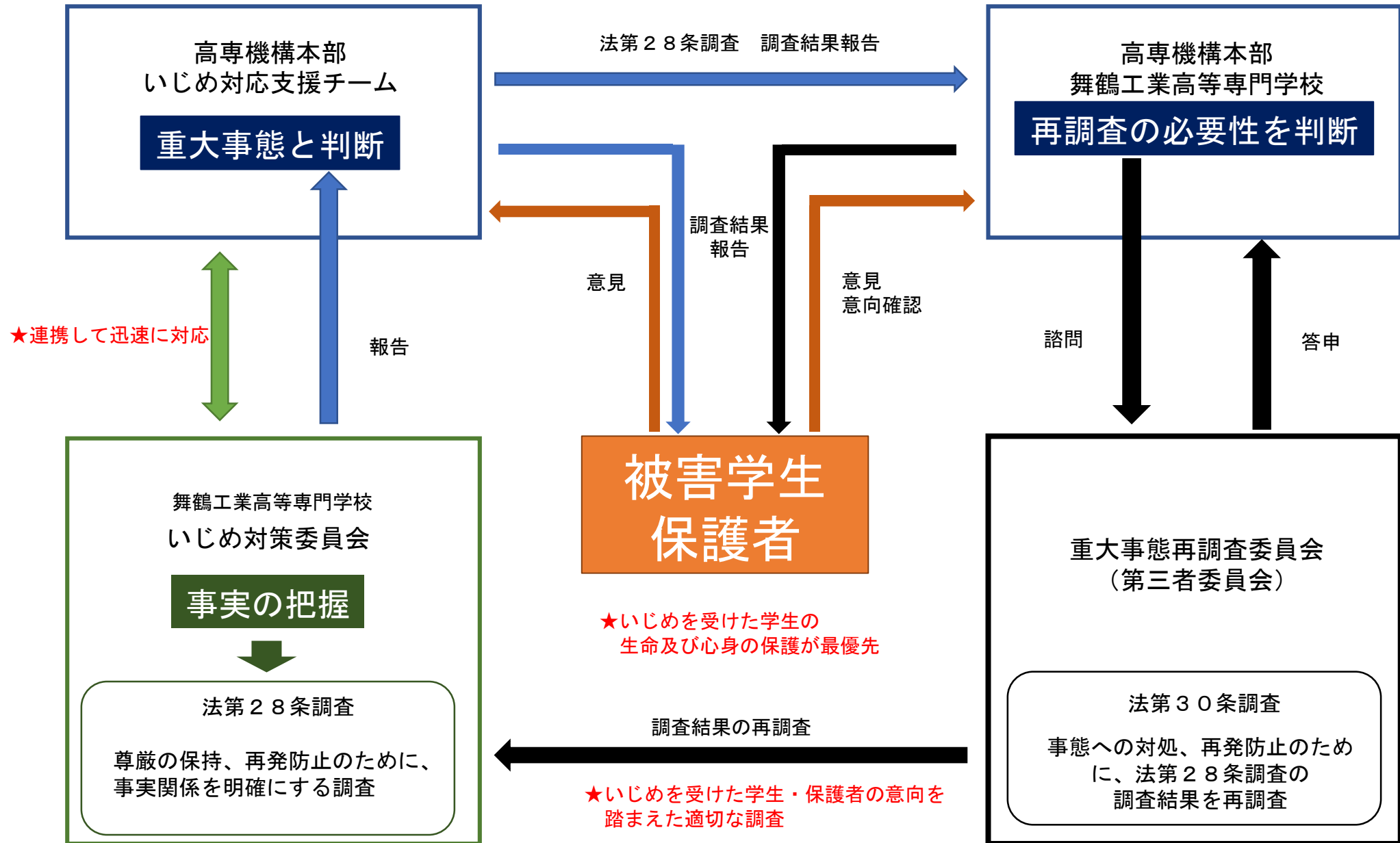
いじめ対策委員会は、事実関係を明確にするための調査が必要となった場合には、あらかじめ高専機構本部の承諾を得てから調査を実施し、その調査結果をいじめを受けた学生及びその保護者に対して、情報を適切に提供します。また、その調査結果の報告を受けた高専機構本部が、重大事態の対処または同種の事案の発生の防止のために必要があると認めた場合は、第三者で構成する重大事態再調査委員会を設置し再調査を実施します。



# いじめの解消と再発防止のためのフロー図



# 重大事態への対応フロー図





## いじめ早期発見、未然防止チェックリスト

現時点ではいじめと認定はできないが、今後いじめに発展する可能性がある学生について

① 学生にいじめに発展しそうな場合の相談窓口を周知したか？

下記のいずれか、または全部で相談を受け付けていることを紹介する

- ア 学級担任
- イ 学生相談室
- ウ 寮務主事・主事補
- エ KOSEN 健康相談室

② 該当する教職員への経過観察の依頼をしたか？

下記のうち、特に関連が深い教職員への経過観察の依頼を実施する

- ア 学級担任
- イ 教科担当者、部活顧問
- ウ 研究指導教員
- エ 寮務関係教員
- オ 学生相談室員

③ 周囲への啓発、指導を実施したか？

当事者のプライバシーや個人情報等の取り扱いに十分注意を払い、被害学生への被害が拡大しない形での周囲への啓発、指導を行う、または依頼する。

- ア ショートホームルーム（担任が実施）
- イ 部活のミーティング（顧問が実施）
- ウ 研究室ゼミ（指導教員が実施）
- エ 寮内イベント（寮務主事、主事補が実施）
- オ その他（いじめ対策委員たる学生主事、主事補等が実施）

④ フォローアップを実施したか？

上記のいじめに発展しないための未然防止の実施に加え、懸念事項に対する対処を実施し、一定期間経過後（概ね 1 週間をめど）にフォローアップの実施し、当面の間の懸案が解消されたかについて確認を行う。

- ア 担任による声掛け、様子の報告
- イ 教科担当、部活顧問、指導教員の声掛けからの様子の報告
- ウ 学生相談室員による面談実施

⑤ その他

事例に応じて、学生主事、寮務主事、学生相談室長は、副主事、主事補、相談室員に対して該当学生に対する業務を依頼することができる。

また、必要に応じて心理、福祉、法律の専門家に相談することができる。

⑥ いじめ懸案事項報告書を作成し、いじめ対策委員会で情報共有をはかったか？



# いじめ懸案事項報告書

いじめ対策委員会 委員長 殿

いじめに発展しそうな懸案事項について、下記のとおり対処しいじめの未然防止につとめましたので報告します。

記

発見・認知日時 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分ごろ

発見者・認知者 \_\_\_\_\_ 部門・学科 \_\_\_\_\_

(簡単な概要)

## 対応委員

- 学生主事     寮務主事     学生相談室長

## 具体的対処の概要 (実施したものにチェック)

- 学生にいじめに発展しそうな場合の相談窓口を周知した
- 学級担任     学生相談室     寮務主事     KOSEN 健康相談室
- 該当する教職員への経過観察の依頼をしたか?
- 学級担任     教科担当者     部活顧問     研究指導教員
- 寮務関係教員     学生相談室員     その他 \_\_\_\_\_
- 周囲への啓発、指導を実施した

(概要)

実施日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 実施担当 \_\_\_\_\_

- フォローアップを実施した

(概要)

実施日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 実施担当 \_\_\_\_\_

以上

報告日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告者 \_\_\_\_\_

## いじめの発見・通報を受けた時の迅速な対応チェックリスト (認知から 24 時間以内)

- ① いじめの発見・通報を受けた日時、確認者の確認

発見・認知日時 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分ごろ

発見者・認知者 \_\_\_\_\_ 部門・学科 \_\_\_\_\_

(簡単な概要)

---

- ② 被害学生の安全は確保されているか？

- ③ 事案対処チームは設置したか？

あ) 事案対処チームの構成は適切か？

い) 現段階で事案対処チームに専門家は必要か？

う) 誰がチームリーダーとして陣頭指揮をとるか？

- ④ 事案対処チームによる下記の関係者への事実確認を実施したか？

関係学生

関係する教職員

保護者等の第三者

- ⑤ 事案対処チームが事実確認を行う場合は、複数の教職員で対応したか？

- ⑥ 当事者のプライバシーや個人情報等の取り扱いに十分注意割れているか？

- ⑦ 事実確認が未実施の場合、いつ事実確認を行う予定か？

- ⑧ 警察等への通報が必要な案件か？

- ⑨ 問題解決のための適切な指導と支援へむけた「学校いじめ対策委員会」の開催予定および事案対処チームの活動予定は立てられているか？

- ⑩ 「高専機構本部いじめ対応支援チーム」への 24 時間以内の報告期限はいつか？  
(高専機構本部への報告期限)

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分ごろ

- ⑪ 事案確認から 24 時間以内に「高専機構本部いじめ対応支援チーム」に報告や支援指導助言を求めたか？